

2026年度における変更点について

(省エネ法 特定事業者向け/
定期報告書・中長期計画書関係)

2026.05

経済産業省中部経済産業局

2025年度からの主な変更点

1. データセンター関係（データセンター業を行う事業者のみ対象）

- ・定期報告書 特定第8表にデータセンターに関する報告様式が追加されました。
- ・中長期計画書に様式1と様式2の添付が必要になります。
- ・2029年度以降に新設したDCの満たすべきエネルギー効率基準はPUE1.3以下に設定。
- ・テナント型DC事業者も、ベンチマーク制度及び定期報告書等の追加措置の対象になります。

2. 屋根設置太陽光発電設備関係（すべての事業者が対象）

- ・中長期計画書IV 4に屋根設置太陽光発電設備の設置に関する目標の記載が必須になります。
- ・【2027年度報告から】特定第10表(旧9表)、指定第8表に屋根設置太陽光発電設備に関する様式を追加します。

3. 表番号のずれ

- ・データセンター報告様式の追加に伴い、昨年度と比較して、特定表の8表以下、表番号のずれが発生しています。（2025年度の8表の内容は9表に。以下同じ）

1. データセンター関係

- DCの最大限立地のため、電源の確保と共に、DC自身の更なるエネルギーの使用の合理化を促すべく、事業者が満たすべき効率を設定する等の追加措置を講じます。

現行措置		DC業に関する追加措置	
全業種 共通	<ul style="list-style-type: none"><u>エネルギー消費原単位の改善</u> (中長期で1%/年)目標達成のための<u>中長期計画書及び実績に係る定期報告書の提出</u> <p>※年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上の事業者が対象</p>	+	追加 ① <u>DC業の目標・取組方針・実績を可視化（2026年度～）</u> <ul style="list-style-type: none">DC業の定期報告等の内容を拡充し、<u>DC事業者</u>にその一部の公表を求める。 (2025年度以降に新設されたDCの名称やPUE等)国は<u>公表状況のフォローアップ</u>を行い、<u>集計レベルの情報を公表</u>。
	DC 業		<ul style="list-style-type: none">ベンチマーク制度の一環で、<u>2030年度を目標年度として、事業者平均のエネルギー効率基準（PUE）を1.4以下とする</u>。 <p>※DC業の年度のエネルギー使用量が原油換算1500kl以上かつDCの建物・付帯設備のエネルギー管理権限を持つ事業者が対象</p>
		追加 ③ <u>テナント型DCもPUE算定の対象に追加（2026年度～）</u> <ul style="list-style-type: none">DCのIT機器のみのエネルギー管理権限を有するホスティング・クラウド（テナント）型DC事業者も、その専有部分における付帯設備の運用権限（例：温度設定）及びPUE効率化に係る責務を有するとして、<u>現行ベンチマーク制度及び追加措置①②の対象</u>とする。	

1. データセンター関係 追加措置①（定期報告書）

- DC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者に対し、2026年度以降、特定事業者として 毎年度提出いただく定期報告書の記載項目を追加します。
- 提出いただいた定期報告書の一部は、その提出年度の3/31までに、各事業者のホームページ等での公表を求めます。

定期報告書の追加項目

①DCの名称	②併設するDCの名称	③所有者
④運営者	⑤所在地	⑥新設年度
⑦稼働開始年度	⑧事業区分	⑨主たる用途
⑩契約電力（kW）	⑪DCの最大受電容量（kW）	⑫IT機器の電気使用量（kWh）
⑬付帯設備の電気使用量（kWh）	⑭総電気使用量（kWh）	⑮PUE
⑯設計時PUE	⑰エネルギー消費原単位の5年度推移	⑱エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化（%）
⑲稼働率（%）	⑳その他	

定期報告書の一部公表

- 公表項目は、左記の赤字部分。このうち⑮PUEは、自由記述欄におけるPUEの前年度比の改善率の併記を条件として、実数ではなく所定の区分を用いて公表しても良い。
- 公表対象は、2025年度以降に新設したDC（以下A～Cを除く）
 - A) 以下のいずれかに該当するハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DC
 - 2024年度以前に新設したもの
 - DCではない建築物を転用して新設したもの
 - 2024年度以前に新設されたハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCと受電設備を共有しているもの
 - B) 上記いずれかのハウジング型DCに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型DC
 - C) エネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満

1. データセンター関係 追加措置①（定期報告書）

- 各追加項目の詳細は、省エネポータルサイトに掲載の詳細資料及び定期報告書記入要領でご確認ください。
- EEGSでは、「ベンチマーク指標対象事業あり」を選択のうえ、「エネルギー使用量入力画面」からDC業に係る情報を入力してください。

参考資料

- [\(2026年度提出用\) 省エネ・非化石転換法 定期報告書・中長期計画書 記入要領](#)
- [\(別冊2\)ベンチマーク制度に関する報告について](#)
- [省エネ・非化石転換法に基づくデータセンター業に係る措置について](#)
- [省エネ・非化石転換法に基づくデータセンター業に係る措置のガイドライン](#)
- [エネルギー消費原単位・非化石電気計算ツール（データセンター業用）](#)

EEGS画面イメージ

The screenshot shows the EEGS system interface. On the left is a navigation menu with the following items: ホーム, 報告書作成から提出までの流れ, エネルギー使用量の入力 (highlighted with a red box), その他: 報告書情報の入力, 定期報告書の入力, 中長期計画書の入力, 届出書・申請書の入力, 報告書の入力, GHGプロトコル向け排出量, 報告書・充填回収量の入力, 過去の算定漏えい量の閲覧. The main content area has a header with '提出年度 2026年', '事業所を選択', and '氏名 68'. Below the header are three large buttons: 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力', '工場特定第4表原単位試算ツールダウンロード', and 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (宿主)'. The 'データセンター業に係る情報の入力' section is highlighted with a red box and a blue arrow pointing to a sub-section titled 'データセンター業に係る情報の入力'. This sub-section contains two input fields: 'データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標' and 'データセンターのエネルギーの使用の状況', each with an '入力' button. A red speech bubble on the right contains the text: '本欄が出てこない場合は、「管理機能」>「事業者管理」>「事業者情報の入力」画面の下方にある「ベンチマーク指標が設定された事業を行っていますか」で「はい」を選択しているか、確認してください。'

1. データセンター関係 追加措置①（中長期計画書）

- DC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者に対し、2026年度以降、中長期計画書の添付書類として※、DC業におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標及びその達成方針を提出してください。

※省エネ・非化石転換法施行規則第三十五条第二項の規定に基づく中長期計画書の提出免除が認められている場合は不要。

- 上記目標及び達成方針の一部は、中長期計画書提出年度の3/31までに、各事業者のホームページ等での公表を求めます。

省エネポータルサイトから、様式1をダウンロードし、中長期計画書に添付して提出してください。

様式第1：データセンター業におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針（word形式）

様式第1
データセンター業におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針

中長期計画書の提出年度		年度
目標	目標値（年度）	データセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針
令和7年度以降に新設したデータセンターの運営又は利用に当たって達成を目指すPUEの値	ハウジング型データセンター	
	ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター	
	ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター	
運営又は利用する全てのデータセンターのPUEの値をエネルギーの年度の使用量によって加重平均を取った値について令和12年度末までに達成を目指す値		
事業区分別に達成を目指す自ら定めたエネルギー消費原単位の5年未満平均原単位変化	ハウジング型データセンター業	(指標:)
	ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	(指標:)
	ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	(指標:)
自由記述欄		

1. データセンター関係 追加措置②

(満たすべきエネルギー効率基準の設定)

- DC業の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者を対象に、2029年度以降に新設したDC※1が満たすべきエネルギー効率基準をPUE1.3以下（稼働開始後2年が経過した時点の翌年度以降※2）とする。
- 上記基準を満たさないDCを有すDC事業者に対し、国は、当該DCが基準を達成するための合理化計画の作成・提出指示を行う※3。 当該事業者が指示に従わない場合、国はその旨の公表や指示に従うべき旨の命令を行う。当該事業者が命令に従わない場合、省エネ・非化石転換法第七十四条に基づく罰金に処する。

※1 基準の対象外となるDC

- 以下のいずれかに該当するハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DC
 - 2028年度以前に新設したもの
 - DCではない建築物を転用して新設したもの
 - 2028年度以前に新設されたハウジング型DC又はホスティング・クラウド（オーナー）型DCと受電設備を共有しているもの
- 上記に該当するハウジング型DCに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型DC
- 年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl未満かつサーバ室面積が300㎡未満のDC

※2 基準遵守状況の確認時点

- 例：N年9月に稼働開始した場合、N+2年9月の翌年度であるN+3年度以降のPUEを1.3以下とすること。

※3 合理化計画作成指示の例外

- 以下のいずれにも該当するDCの場合、PUEが1.3を上回っていても、合理化計画の作成指示を行わない。
 - 設計時点では十分な性能を備えている。（設計時PUE=1.28以下）
 - 基準値を満たさない理由が、IT機器等の設備稼働率が低いことに起因すると確認できる。

1. データセンター関係 追加措置③

(ホスティング・クラウド (テナント) 型DCをPUE算定対象に追加)

- 2026年度以降、DCのIT機器のみのエネルギー管理権限を有するホスティング・クラウド (テナント) 型DC事業者も、その専有部分における付帯設備の運用権限 (例：温度設定) 及びPUE効率化に係る責務を有するとして、現行ベンチマーク制度及び追加措置の対象とする (以下赤字のとおり)。

	措置の概要		ハウジング型DC業	ホスティング・クラウド (オーナー) 型DC業	ホスティング・クラウド (テナント) 型DC業
現行措置	エネルギー消費原単位の改善 中長期計画書の提出 定期報告書の提出 (特定第2表ほか)		DC全体の付帯設備のエネルギー使用量 (管理権限のある部分)	DC全体のエネルギー使用量	専有部分のエネルギー使用量 (管理権限の有無を問わない)
	ベンチマーク制度		DC全体のPUE	DC全体のPUE	専有部分のPUE
追加措置	目標・達成方針の提出・公表	2025年度以降に新設したDCのPUE (事業区分別)	DC全体のPUE	DC全体のPUE	専有部分のPUE
		事業者平均PUE (目標年度：2030年度)	DC全体のPUE	DC全体のPUE	専有部分のPUE
		エネルギー消費原単位の5年度間平均原単位変化 (事業区分別)	DC全体のPUEに係る改善率を推奨 (原単位改善の対象→DC全体の付帯設備)	DC全体の情報処理の効率に係る指標の改善率を推奨 (原単位改善の対象→DC全体の付帯設備+IT機器)	専有部分の情報処理の効率に係る指標の改善率を推奨 (原単位改善の対象→専有部分の付帯設備+IT機器)
	DC業に関する定期報告書の提出・公表 (新特定第8表)		DC全体	DC全体	専有部分 (管理権限の有無を問わない)
	2029年度以降新設DCが満たすべきエネルギー効率基準		2029年度以降に新設したDC全体のPUE	2029年度以降に新設したDC全体のPUE	2029年以降に新設したDC専有部分のPUE

【参考】DC業に関する措置の整理（対象DCの新設時期別）

- いずれの措置も、対象事業者は、DC業における年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者。

	措置の概要		対象DCの新設時期※1		
			2024年度以前	2025-2028年度	2029年度以降
現行措置	エネルギー消費原単位の改善 中長期計画書の提出 定期報告書の提出		○	○	○
	ベンチマーク制度		○	○	○
追加措置	目標・ 達成方針 の提出・ 公表	2025年度以降に新設したDC のPUE（事業区分別）	—	○	○
		事業者平均PUE（目標年度： 2030年度）※2	○	○	○
		エネルギー消費原単位の5年 度間平均原単位変化（事業区 分別）	○	○	○
	DC業に関する定期報告書の提出・公表		○（提出のみ）	○	○
	2029年度以降新設DCが 満たすべきエネルギー効率基準		—	—	○

※1 ホスティング・クラウド（テナント）型DCの場合、当該時期に新設されたハウジング型DCに新たに専有部分を設けたものを指す

※2 公表は任意

2. 屋根設置太陽光発電関係

- 工場等の非化石エネルギーへの転換に当たり、導入余地が比較的大きい屋根設置太陽光について、設置余地の把握と導入の検討をしていただくため、定期報告書と中長期計画書の記載内容を追加いたします。
- ＜時期＞ **中長期計画書は2026年度報告から、定期報告書は2027年度報告から**

中長期計画書（2026年度から）

EEGS画面イメージ

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物などの非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

*太陽光発電設備を設置する権限のある屋根を持っているか 持っている 持っていない

【屋根設置太陽光発電設備に関する目標】

記入した目標は、中長期計画書を出力する際に「3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報」の末尾へ追記されます。

例) 屋根設置太陽光発電設備の設置が合理的であると判断するに当たって満たすべき屋根の条件を満たす全ての屋根について、2030年度までに屋根設置太陽光発電設備を設置する

例) 新たに建築及び改築する全ての建築物について、屋根設置太陽光発電設備を設置する

- 屋根設置太陽光発電設備について、目標を記載してください。
- 太陽光発電設備を必ず設置しなければいけないということではありません。設置できる条件・時期・業績・経済性等を踏まえ、現時点での目標を記載してください。

（非化石転換）の計画期間→計画内容に変更なしのチェックボックスにチェックをすると【屋根設置太陽光発電設備に関する目標】の記載ができなくなりますのでご注意ください。

*計画書(非化石転換)の計画期間 年度 ~ 年度 計画内容に変更なし

2. 屋根設置太陽光発電関係

定期報告書 (2027年度報告から)

- 特定第10表8に2027年度から様式が追加されます。
- 積載荷重は、構造計算書や確認申請書で確認できます。

報告対象の屋根

①屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根
 ※②の1,000㎡未満の屋根を含む
 ※カーポート型のうち建築物に該当しない小規模なものや野立て設置等については除く。

②エネルギー管理指定工場等のうち、1建屋の「**屋根面積全体 - (他法令により太陽光が設置できない面積 + 使用状況を変更しなければ屋根設置太陽光発電設備を設置できない面積)**」が1,000㎡以上の屋根
 ※1,000㎡未満の屋根の計上も可能
 ※太陽光の設置権限のない屋根除く

・ 次世代型太陽電池の設置可能性が高い領域

・ 次世代型太陽電池や軽量シリコンの設置可能性が高い領域

・ 既存のシリコン太陽電池の設置可能性が高い領域

・ 構造計算書の破棄・紛失、積載荷重の記載がない場合

・ 設置に当たって耐震性を確認することが望ましい建屋

屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等

耐震基準 及び積載荷重		1 建屋あたりの 屋根面積		2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上
		1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満		
新耐震基準の建築物又は、旧耐震基準の建築物(既存耐震不適格建築物を除く)	0kg/㎡~3kg/㎡				
	3kg/㎡~6kg/㎡				
	6kg/㎡~10kg/㎡			0㎡	6,000㎡
				3,000㎡	6,000㎡
	10kg/㎡~		500㎡	3,000㎡	3,000㎡
			800㎡	12,000㎡	6,000㎡
不明					
小計		500㎡	3,000㎡	9,000㎡	
		800㎡	15,000㎡	12,000㎡	
旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物			0㎡		
			3,000㎡		
合計					設置済みの面積合計 と一致
					12,500㎡
					30,800㎡

【上段】設置済み面積
 【下段】設置済み面積 + あいている面積
 = 屋根面積全体 - (他法令等で太陽光設置ができない場所 + 太陽光以外の設備の設置面積)

設置済みの面積合計
と一致

- ・ 新耐震基準の建築物とは、1981年(昭和56年)6月1日以降に建築確認が完了した建築物を指します。
- ・ 旧耐震基準の建築物とは、1981年(昭和56年)5月31日までに建築確認が完了した建築物を指す。既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項に定める既存耐震不適格建築物を指す。

2. 屋根設置太陽光発電関係

定期報告書 (2027年度報告から)

発電設備の定格出力

屋根設置太陽光発電設備の設置状況

設置状況	出力	面積
設置済み	1,000kW	12,500㎡
2030年度設置予定	200kW	3,000㎡
年度設置予定	kW	㎡

屋根設置太陽光発電設備を
設置済みの屋根面積等の
設置済み合計と一致

備考 1 設置予定の屋根設置太陽光発電設備の出力及び面積について、設置予定年度が3年度以上になる場合には、表の追加を行うこと。

• 各値については、工場やエリアごとに異なる条件を採用する場合に対応した記載も可能とする。

- 自社で実際に太陽光の屋根設置を検討する際の条件等を記入（該当条件のみで可）
- 複数の事業所で条件が異なる場合は、幅をもって記入してください。

屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件	
屋根面積	500~2000㎡以上（工場ごとに左記範囲内で閾値を設定）
屋根の積載荷重	6kg/㎡以上（実測）
屋根形状	折板屋根（スレート除く）
建屋の築年数	50年未満
その他	例）鉄鋼業：粉塵が発生する製鉄所エリアは除く 例）今後○年以内に撤去予定の建屋を除く 例）旧耐震基準の建屋で耐震工事を行っていない建屋を除く 例）電気使用量の増加が見込まれる場合（既に太陽光発電により電気使用量の全量をまかなっているため）
条件を満たす屋根の合計面積	27,800㎡
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合	44.9%

条件及び条件を満たす屋根については、各社の取組の
アピールに繋がるため、
省エネ法定定期報告情報の
開示制度において、選択開
示項目とする

- 条件に該当する建屋について太陽光の設置状況を各項目に記入
- 割合は、**設置済み面積 (㎡) / 条件を満たす屋根の合計面積 (㎡)**

12,500㎡ / 27,800㎡
= 44.9%

備考 4 屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件については、設置が可能と判断する条件を該当する欄に記入すること。

2. 屋根設置太陽光発電関係

補足事項

- 建築物の屋根を対象とするため、建築物でないカーポートやカーポート型太陽光等は対象外。
- 「設置済みの屋根」には、他者が屋根設置太陽光発電設備を設置している屋根は含めない。ただし、オンサイト PPA等、発電設備の所有者が PPA 事業者等、他社である場合でも、設置の権限及び判断等が自社である場合は報告対象に含む。
- 「他法令により太陽光が設置できない面積」は、景観条例、建築基準法における高さ規制や日影規制、太陽光発電設備に関する条例等による設置規制等。また、東京消防庁等において設定されている防火安全対策の指導基準において設置できない場所。
- 「使用状況を変更しなければ屋根設置太陽光発電設備を設置できない面積」は、特定の用途又は屋根設置太陽光発電設備以外の既存の設備等による屋根の日常的な使用にかかる面積。例えば、避難場所への指定、ヘリポート、屋上庭園等で使用している面積など。
- 賃貸等で建物を所有していない場合でも、太陽光発電設備の設置権限を有する場合は面積の計上が必要。設置権限については事業者（及び所有者）の判断による。所有者及び賃貸者両方が設置権限を有する場合は両者の定期報告書において重複して報告される。
- 屋根面積の算定及び屋根の積載荷重については、設計図面等の数値または実測値など尤もらしい算定方法を用いる。屋根面積は原則水平投影面積とする。積載荷重について、構造計算等をやり直している場合（特に旧耐震など）は、最新の値が望ましい。
- 太陽光発電設備の設置面積の算定は、[工場立地法](#)の環境施設面積における算入方法に準じる。（原則、太陽光パネル部分の面積。ただし、パネルとパネルの間のスペースが運営管理上、必要なスペースである等、必要不可欠であると事業者が判断する場合は、パネル間のスペースも含めて算入可）
[→工場立地法FAQ集4. 緑地（2）太陽光発電Q5-2-2](#)
- 太陽光設置にあたっての支援制度として、省エネ診断において太陽光導入余地等のメニューを実施予定です。また、[再エネガイドブックweb版](#) | [資源エネルギー庁](#)もご参考いただきたい。

EEGS操作よくあるご質問

ver.4 (2026/06/04更新)

目次

- 01 電気事業者の非化石証書の使用状況とは？
- 02 エラーメッセージ「温対法が入力されていない」
- 03 昨年度提出報告書の参照方法
- 04 昨年度データを取り込みたい（定期報告書）
- 05 特定表第10表4、5に直近提出の中長期計画書を転記
- 06 昨年度データの取り込み（中長期計画書）
- 07 Wordで作成した届出を提出したい（選解任届等）
- 08 報告書の提出方法と入力チェックのエラー発生時の処置
- 09 エネルギー管理統括者等のEGGSでの届出手順

01 電気事業者の非化石証書の使用状況とは？①

- 小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPに掲載されています。
- EEGSでは代表的なものは自動入力されますが、**一部の小売電気事業者や、再エネ100%などの一部のメニューは空欄のため、手入力が必要です。**
- **再エネ100%メニュー（例：中部電力ミライズメニューA、北陸電力メニューA）については、100（%）と手入力してください。**

電気事業者買電入力

該当する電力会社の欄に買電量(単位千kWh)を入力してください。(半角入力)
 ※沖縄電力会社から供給を受けている場合は、沖縄電力の力率測定時間に即して入力することが可能
 ※半角で入力してください。全角で入力した場合自動集計されません。
 ※残差か参考値のメニュー以外を契約している者は該当するメニューを選んでください。(残差と参考値についての説明はこちら)
 (注) メニューの選択間違いが頻発しておりますのでよくご確認ください。
 ※一般送配電事業者は、離島供給や最終保障供給の場合のみ使用してください。
 ※7月中旬以降に報告をする場合は、「7月公表」とあるメニューを選択してください。
 ※小売電気事業者が廃業や他者への事業移管等により、小売電気事業を行わなくなった場合、「使用不可」のメニューしか表示されない場合があります。報告年度に契約されていた事業者の名称を改めてご確認ください。
 もし、契約されている小売電気事業者について「使用不可」のメニューしかない場合は、「代替値」をご使用ください。
 ※省エネ法対象事業者は、電力メニューごとの使用量と、それらを月別または時間帯別に集計した月別/時間帯別使用量を双方入力していただく必要があります。
 月別/時間帯別使用量は、「エネルギー使用・販売量の入力」画面上部の「電気使用量の月別・時間帯別入力」ボタンをクリックし、入力補助画面より入力してください。

代表的なものは自動で入力されますが、空欄の場合は、各社HP等でご確認の上、手入力ください。

電気事業者	電気事業者からの買電(千kWh)	電気事業者の非化石証書の使用状況(%)	うち非化石(千kWh)	基礎排出係数(t-CO2/kWh)	調整後排出係数(t-CO2/kWh)	操作
北海道電力(株)(旧：北海道電力コクリエーション(株))メニューE(残差) (2025年3月公表)	10	20	3.04	0.000535	0.000535	削除
東北電力(株)メニューD(残差) (2025年3月公表)	10	18	2.866	0.000402	0.000402	削除

※小売電気事業者に確認しても非化石証書の使用状況が不明な場合は、非化石証書の使用状況を0%として報告ください。

01 電気事業者の非化石証書の使用状況とは？②

- 特定表第2表1-7、指定表第2表1-6において、電気事業者からの買電量を入力すると、「熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合」が自動的に計算されて出現します。
- 電気事業者からの買電量の入力画面で非化石証書の使用状況を「0%」とした場合、本欄は、自動的に13%になります。

再エネ100%やCo2フリーメニューなのに100%ではない（13%になっている）場合は、エネルギー使用量の入力画面から修正してください。

1-6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合 [?]
電気	1. 北陸電力(株)メニュー-B(残差) (2025年3月公表)	10,000 kWh	2 kl	28.7 %
電気	2. 東北電力(株)メニュー-D(残差) (2025年3月公表)	10,000 kWh	2 kl	28.7 %
電気	3. 北海道電力(株)(旧：北海道電力コクリエーション(株))メニュー-E(残差) (2025年3月公表)	10,000 kWh	2 kl	30.4 %
電気	4. 九州電力(株)メニュー-B(残差) (2025年3月公表)	10,000 kWh	2 kl	29.5 %
電気	5. 関西電力(株)メニュー-J(残差) (2025年3月公表)	10,000 kWh	2 kl	30.7 %

01 電気事業者の非化石証書の使用状況とは？③

- 小売電気事業者の代表的なメニューの「非化石証書の使用状況」と「非化石比率」は以下のとおりです。(以下メニューを選択した場合は自動で入力されます。)
- 非化石比率の計算方法 (FIT証書売れ残り分13%を加味した場合)

$$\text{非化石比率} = \{A + (1 - A) \times 0.13\} \times 100(\%)$$

※最新の非化石証書の使用状況については、各社HPでご確認ください。

<例>

特定第2表1-7、指定第2表1-6に自動で計算され、入力されます

電気事業者からの買電量入力画面で入力する値

小売電気事業者	メニュー名	非化石比率	非化石証書の使用状況 (A×100)	非化石比率を記載した各社HP
北海道電力	メニューE (残差)	30.4 %	20%	https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html
東北電力	メニューD (残差)	28.7 %	18%	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/
東京電力	メニューN (残差)	26.9 %	16%	https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-i.html
北陸電力	メニューB (残差)	28.7 %	18%	https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html
中部電力	メニューB (残差)	26.9 %	16%	https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/
関西電力	メニューJ (残差)	30.7 %	20.4%	https://kepco.jp/ryokin/power_supply/
中国電力	メニューH (残差)	27.8 %	17%	https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html
四国電力	メニューC (残差)	27.8 %	17%	https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html
九州電力	メニューB (残差)	29.5 %	19%	https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html
沖縄電力	メニューB (残差)	13.0 %	0%	https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf

02 エラーメッセージ「温対法が入力されていない」

- 提出前の「入力チェック」を行った後、「温対法様式において、エネルギー起源CO2、廃棄物原燃料使用に伴うエネルギー起源CO2・・・、ご確認ください」というエラーが出ることがあります。
- 要因としては、温対法報告書と連動しており、温対法側の情報が未入力の場合、省エネ法定期報告書も提出できない仕様となっているためです。
- 解決方法は以下のとおりです。
 温対法対象事業者→ その他報告書情報の入力に情報を入力する
 温対法対象外事業者→ 温対法の報告書（一時データ）を削除する。

<エラーメッセージ>

・ 温対法様式において、エネルギー起源CO2、廃棄物原燃料使用に伴うエネルギー起源CO2、及び6.5ガスのうち、いずれのガスにも排出量が入力されていません。いずれか1つ以上のガスに排出量を入力してください。もしくは、報告の対象であるか、ご確認ください。

<温対法報告書データ削除方法>

「報告書の提出」→
「報告書データ一覧」をクリック

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書 (様式第1, 様式第2)	一時保存データあり	2025/05/26 13:04 (2025/05/26 13:04)	✓, ✕, 🗑️
2025	温対法報告書 (様式第2)	一時保存データなし		🗑️
2025	フロン類算定漏えい量等報告書	一時保存データなし		🗑️
2025	省エネ法定期報告書 (工場等)	一時保存データあり	2025/05/26 13:04 (2025/04/02 10:30)	✓, ✕, 🗑️
2025	省エネ法定期報告書 (特定荷主)	一時保存データあり	2025/05/21 08:57 (2025/05/21 08:57)	✓, ✕, 🗑️
2025	省エネ法特定事業者 (特定通類化事業者) 指定取消申出書	一時保存データなし		🗑️
2025	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		🗑️
2025	省エネ法エネルギー管理統括者 (管理企画推進者) 選任・解任届出書	一時保存データあり	2025/04/01 11:39 (2025/04/01 11:39)	✓, ✕, 🗑️
2025	省エネ法エネルギー管理統括者 (管理企画推進者) 選任・解任届出書	一時保存データあり	2025/04/01 11:41 (2025/04/01 11:41)	✓, ✕, 🗑️
2025	省エネ法エネルギー管理者 (管理員) 選任・解任届出書	一時保存データなし		🗑️
2025	省エネ法エネルギー管理統括者 (管理企画推進者) 兼任承認申請書	一時保存データなし		🗑️
2025	省エネ法エネルギー管理者 (管理員) 兼任承認申請書	一時保存データなし		🗑️
2025	省エネ法中長期計画書 (工場等)	一時保存データあり	2025/04/04 13:35 (2025/04/04 13:35)	✓, ✕, 🗑️
2026	省エネ法中長期計画書 (特定中長期)	一時保存データあり		🗑️

03 昨年度提出報告書の参照方法①

- 昨年度EEGSにてご提出いただいた報告書は以下の手順でダウンロードいただけます。
- **04 昨年度データ取り込み**にて使用するXMLファイルもこちらの方法でダウンロードください。

「報告書の提出」
→「報告書データ一覧」
をクリック

↓矢印をクリック

報告書 (届出書等) 一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書 (様式第1、様式第2)	一時保存データなし		
2025	温対法報告書 (様式第2)	一時保存データなし		

03 昨年度提出報告書の参照方法②

- 提出年度を選択すると昨年度ご提出いただいた届出の一覧が出てきます。
- 画面遷移後下までスクロールし、ダウンロードするファイル形式を選択してください。

報告書

提出年度を選択

提出年度: 2025年 (選択なし)

報告書種別: (選択なし)

検索

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイルの提出は、提出先の選択を行い提出処理の完了を待たなければなりません。

提出年度	報告書種別	ステータス	最終更新日時 (登録日時)
2025	温対法報告書 (様式第1、様式第2)	一時保存データなし	
2025	温対法報告書 (様式第2)	一時保存データなし	
2025	省エネ法定定期報告書 (工場等)	一時保存データあり	2025/05/06 18:39 (2025/05/06 18:39)

押下

※画面遷移後下までスクロール

報告書本体

Web編集

Web編集

本体一括ダウンロード形式選択

ダウンロード

作成済みファイル一覧

ファイル形式を選択
→ダウンロード

作成したファイルはこちらから
ダウンロードいただけます。

添付資料

添付資料について

ここで添付するファイルは原則以下を想定しています。
(省エネ法定定期報告書 (工場等))

04 昨年度データの取り込み(定期報告書)①

- 昨年度EEGSにてご提出いただいた報告書情報を取り込むことができます。指定表第3表など文字入力が必要な表の作成の際に便利です。
- なお、表ごとにデータを取り込むことができず、**既にご記入いただいた情報は上書きされてしまいます**のでご注意ください。 ※特定表・指定表ともに同様の手順で取り込み可能です。

手順

- 【ステップ1】 XML形式で昨年度の報告書をダウンロードします。
ファイルのダウンロード方法は**03昨年度提出報告書の参照方法**をご参照ください。
- 【ステップ2】 ダウンロードしたXML形式の外部ファイルを取り込みます。

【ステップ2】以降の手順

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

目上不便・定期報告書の入力

工場等

特定表

指定表

表を選択
※指定表の場合は上部プルダウンより事業所を選択後クリックしてください。

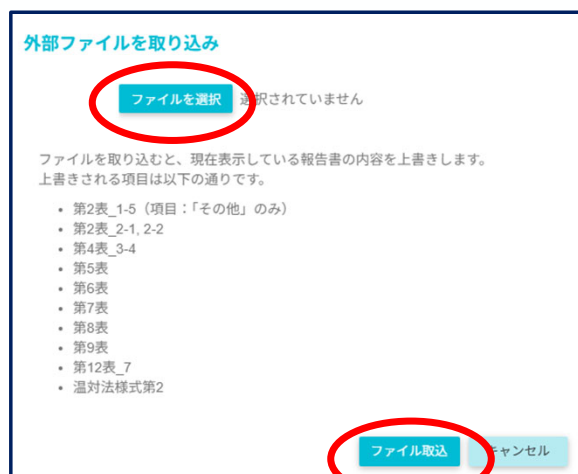
荷主

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フロー及び簡易マニュアル

04 昨年度データの取り込み(定期報告書)②

- 右上の「外部ファイルの取り込み」を押すとポップアップが表示されます。
- 「ファイルを選択」からダウンロードしたXMLファイルを選択し、「ファイル取込」を行ってください。



外部データの取り込みを行うと以下の表において**現在入力されているデータが上書きされます**のでご注意ください。

○特定表

- 第2表_1-5 (項目：「その他」のみ)
- 第2表_2-1, 2-2
- 第4表_3-4
- 第5表
- 第6表
- 第7表
- 第8表
- 第9表
- 第12表_7
- 温対法様式第2

○指定表

- 第2表_1-5 (項目：「その他」のみ)
- 第3表
- 第7表
- 第8表
- 第9表
- 第10表_6
- 温対法様式第2

05 定期報告書特定第10表-4及び5の中長期計画書データ取り込み

- 定期報告書特定第10表-4及び5の記載について昨年度ご提出いただいた中長期計画書の情報の転記が可能です。
- **定期報告書特定第10表-4及び5について記載漏れが多く発生しておりますので、ご注意ください。**

特定-第9表 その他事業者が実施した措置

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要を入力してください。

その他エネルギーの使用の合理化に関し、事業者が実施した措置について入力します。

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要を入力してください。

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要を入力してください。

第10表4と5はこちらをクリックして、入力が必須です。

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

中長期計画書記載事項の実施状況入力

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

中長期計画書記載事項の実施状況入力

エネルギー使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況入力画面

「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIIIの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。
一括で入力する場合は、下記リンクからエクセルファイルをダウンロードの上ご利用ください。

取込フォーマット「tokutei9_oshohoki.xlsx」

実行

直近の中長期計画書を転記

ファイルを選択

データの取り込み

クリア

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況	操作
----	---------------	---------	-----------------	------	----

登録

キャンセル

06 昨年度データの取り込み(中長期計画書)

- 中長期計画書について右上の「前年度データ反映」より昨年度のデータの取り込みが可能です。

事業所を選択 ▼ 添付資料アップロード 入力内容を保存

中長期計画書の入力

表紙 前年度データ反映 ファイル取込

*は必須項目です。

提出先

※提出先の選択を行う画面にて登録してください。

*提出日

※日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。

*郵便番号

郵便番号から住所を入力

*住所

*法人名

法人名 (英語表記)

*法人番号

銘柄コード

*代表者の役職名



確認

- 現在表示されている中長期計画書の内容を上書きします。実行してもよろしいですか。

OK キャンセル

07 EEGS外で作成した届出のアップロード手順①

- EEGS外で作成した（Wordファイル等の）届出もEEGSを使用してお提出いただけます。

- EEGSにて提出可能な届出一覧
[EEGSポータルサイト操作マニュアル（共通編） p63](#)
- 各種様式ダウンロードページ
[省エネポータルサイト（資源エネルギー庁）](#)



07 EEGS外で作成した届出のアップロード手順

- 報告書種別、ファイル形式を選択し、ファイルのアップロード及び提出を行ってください。
※提出ファイル名を「特定事業者番号_事業者名_届出名」としていただくようご協力をお願いします。(例：XXXXXX41_株式会社〇〇_エネルギー管理者選任解任届出書)

The screenshot shows a web interface for uploading reports. On the left is a navigation menu with items like '報告書・充填回収量の入力', '過去の算定漏えい量の閲覧', '報告書の提出', '外部連携・データ出力', and '管理機能'. The main area has a form with the following fields:

- 特定排出者コード/特定漏えい者コード
- 提出年度: 2025年度 (with a note: ※該年度以前の報告書(届出書等)は本システムからは提出できません。提出したいときは窓口へご相談ください。)
- *報告書種別: (選択なし) [dropdown menu]
- *ファイル形式: (選択なし) [dropdown menu]
- Files selection area: 'ファイルを選択' button, '選択されていません', and '次へ' button.

A red circle highlights the two dropdown menus for '報告書種別' and 'ファイル形式'.

An information dialog box with the following text:

- ・ ファイルアップロードが完了しました。
- ・ 報告内容を確認後、「提出」より提出に進んでください。

The 'OK' button at the bottom is circled in red.

*の項目を選択し
次へを押下

※画面遷移後下までスクロール

The screenshot shows a table for file uploads. The table has columns: 'ファイルの種類', 'ファイル名', '形式', 'アップロード', 'ダウンロード', and '削除'. The 'アップロード' column contains a '提出' button, which is circled in red. Above the table, there are dropdown menus for 'ファイルの種類' and 'ファイル形式', and a 'ファイルを選択' button.





08 報告書の提出方法と入力チェックのエラー発生時の処置

- 報告書の提出画面を開き、入力チェックを実施すると、報告書を提出するためのボタン（紙飛行機マーク）が有効になります（青に反転します）。
- 報告書内容に赤帯のエラーがあると、報告書の提出ができず、エラーの解消が必要です。




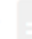

1. 「報告書の提出」を押下し、「報告書(届出等)の一覧」を押下すると対象報告書が表示されます。





凡例

-  定期報告書の**編集**
-  定期報告書の**入力チェック**
-  定期報告書の**提出**
-  定期報告書の**取下げ**


2. 対象報告書の  「入力チェック」を押下します。

2025	省エネ法定期報告書(工場等)	一時保存 データあり	2025/07/07 15:00 (2025/07/07 15:15)	    
------	----------------	---------------	--	---

入力チェック  で報告書内容にエラーが解消(赤帯が解消)しないと、提出マーク  は表示されず、報告書は提出頂けません。






















08 報告書の提出方法と入力チェックのエラー発生時の処置

- 入力チェックを実施し、「報告書の内容は問題ありませんでした」と表示されたら、提出ボタン（紙飛行機マーク）を押して、提出してください。



The screenshot displays a web application interface for report management. The top navigation bar includes dropdown menus for '提出年度' (2022年), '事業者01 特定事業者', and '事業者01 事業所01', along with a 'ログアウト' button. The left sidebar contains navigation links: 'ホーム', 'エネルギー使用量の入力', 'その他：報告書情報の入力', '定期報告書の入力', '報告書の入力', '報告書の提出', and '管理機能'.

The main content area features a table with the following data:

提出年度	報告書	ステータス	登録日時	最終更新日時	操作
					提出先
2022	漏対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データなし			  
2022	省工不法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2021/10/19 16:12	2021/10/19 16:12	     
2022	省工不法特定事業者（特定連続化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし			  
2022	省工不法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし			  
2022	省工不法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）退任・解任届出書	一時保存データなし			  
2022	省工不法エネルギー管理者（管理員）退任・解任届出書	一時保存データなし			  
2022	省工不法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし			  

An orange callout box with the text 'クリックします。' (Click here) points to the submit button (paper airplane icon) in the '操作' column of the second row.

08 報告書の提出方法と入力チェックのエラー発生時の処置

- 入力チェックを実施し、赤帯のエラーが表示された場合は修正が必要です。
- オレンジ帯の警告のみの場合は、コメント内容を確認し、必要に応じて修正してください。
(修正の必要がなければ、そのまま十数分待つていただくと紙飛行機マークが押下できるようになります。)

赤帯(エラー)・オレンジ帯(警告)のコメントが表示されたら、赤帯のコメントを修正し、入力内容を保存を押下すると赤帯のコメントが解消しますので、**報告書データの更新**を押下願います。

赤帯が発生したままでは提出できません

赤帯が消えてオレンジ帯だけになれば提出可能

オレンジ帯のコメントだけとなれば、コメント箇所を確認し、修正の必要性がなければ、十数分待つて頂くと の横に が出るので、その を押下して提出頂けます。

一時保存データあり

2025/04/14 16:33
(2025/04/14 15:43)

08 報告書の提出方法と入力チェックのエラー発生時の処置

- 提出ボタンを押すと、提出先選択画面が表示されますので、プルダウンから提出先を設定します。
- 複数の提出先を登録する場合は、「追加」ボタンをクリックします。
- 主たる事業を所管する省庁について、「主」にチェックを付けてください。主たる事業が複数省庁による共管の場合は、複数選択可能です。
- 省エネ法（工場等）の場合、提出先として経済産業省が初期表示されています。

※所管省庁が不明な場合は、[定期報告書記入要領 \(P.169\)](#)をご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/kojo-kinyuyoryo25.pdf#page=170

提出先	省庁名	局	担当課・室	説明	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	経済産業省	(選択なし)	(選択なし)	報告書から抽出	削除

【必須】主たる事業を所管する省庁の左端「(主)」にチェックを入れて下さい。
(主たる事業が複数省庁による共管の場合)

※省エネ法定期報告書（様式第9）及び省エネ法
【報告書の該当箇所】
・省エネ法定期報告書（様式第9）：特定
・特定事業者全体欄にある「当該事業を所管する省庁」欄
・選対法報告書様式第1：表紙
【特定排出者の主たる事業を所管する省庁】

08 報告書の提出方法と入力チェックのエラー発生時の処置

- 報告書を提出するには、提出先選択画面から「報告書を提出する」ボタンをクリックします。
- 報告書の提出が完了すると、受領書がダウンロード可能です。社内で報告書を提出したことを証明する書類としてご利用ください。（再提出の場合も日付は変わりません）

提出先選択

提出ボタンを押すと、以下の提出先に報告書（届出費等）が提出されます。社内決裁等が終了していることを確認してから、提出ボタンを押下してください。

基本情報

提出年度	2022年度
報告書	省工不法定期報告書（工場等） 9100011
特定事業者番号/特定運送事業者番号/認定管理統括事業者番号	
特定荷主番号/認定管理統括荷主番号	
特定輸送事業者指定番号/認定管理統括輸送事業者指定番号	
特定排出者コード/特定塵埃い害コード	910000001
事業者名	事業者01 特定事業者
報告書形式	Web入力

提出先選択

提出先					
(主)	省庁名	局	担当課・室	説明	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	経済産業省	東北経済産業局	エネルギー対策課	報告書から抽出	削除

【必須】 主たる事業を所管する省庁の左端「(主)」にチェックを入れて下さい。
(主たる事業が複数省庁による共管の場合は複数選択可。)

※省工不法定期報告書（様式第9）及び温対法報告書においては報告書に記載した主たる事業の所管省庁と、(主)のチェックが一致するようにしてください。
【報告書の該当箇所】
・省工不法定期報告書（様式第9）：特定-第12表1
特定事業者全体欄にある「当該事業を所管する大臣」欄
・温対法報告書様式第1：表紙
「特定排出者の主たる事業を所管する大臣」欄

経済産業省以外の事業所管庁についてはこちらを参照

前画面に戻る 報告書を提出する **クリックします。**

09 エネルギー管理統括者等のEEGSでの届出手順 **new**

- **2026年4月から**選解任届出書がファイルアップロード形式から**EEGS画面上での入力**へ変更となります。移行期間として、4月30日までファイルアップロードでの提出も可とします。
- 多数名（概ね5名以上）を同時に選解任する場合は、従来通りWord形式でご提出可能です。
※その際は、事前に中部経済産業局 エネルギー対策課までご連絡ください。

The screenshot shows the EECS system interface. On the left is a navigation menu with the following items: ホーム, 報告書作成から提出までの流れ, エネルギー使用量の入力, その他：報告書情報の入力, 定期報告書の入力, 中長期計画書の入力, **届出書・申請書の入力** (highlighted with a red box), 報告書の入力, GHGプロトコル向け排出量, 報告書・充填回収量の入力, 過去の算定漏えい量の閲覧, 報告書の提出, 外部連携・データ出力. A red box labeled "クリック" points to the "届出書・申請書の入力" menu item. The main content area displays a notification table with the following data:

表示期間の変更	From	To
2025/07/30		2026/03/24
2025/07/25		
2025/07/16		

Below the table, there are links for "お問い合わせ (資源エネルギー庁 省エネルギー課)" and "初回ログイン時の注意事項 (事業者向け)".

The diagram illustrates the process flow for submitting resignation/selection forms. It features two main steps represented by blue boxes with white icons of a person wearing a hard hat and holding a document:

- エネルギー管理統括者 / 管理企画推進者**
選任・解任届出書作成
- エネルギー管理者 / 管理員**
選任・解任届出書作成

A red box labeled "変更を要する内容をクリック" points to the second step, indicating that users should click on the content that requires modification.

09 エネルギー管理統括者等のEEGSでの届出手順 **new**

エネルギー管理統括者

エネルギー管理統括者 / 管理企画推進者選任・解任届出書作成

作成担当者連絡先一所在地（郵便番号）は必ず入力してください。
 作成担当者連絡先一所在地（住所）は必ず入力してください。
 作成担当者連絡先一事業所名は必ず入力してください。
 エネルギー管理統括者の氏名等（職位）/ 行保（氏名・あいうえお）：選任日は提出日より前の日付である必要があります。選任日を確認してください。

外部委託の場合は外部委託契約の写しの提出が必要で、ヘッダーの「添付資料アップロード」からアップロードし提出してください。
 日付入力欄については、日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。(例) 2022年7月20日に提出の場合：20220720
 *は必須項目です。

* 提出日
 20260323

エネルギー管理統括者の氏名等（解任）

氏名
 解任理由
 備考
 行追加

エネルギー管理企画推進者の氏名等（解任）

氏名
 解任理由
 備考
 行追加

提出日は選任日と同日、もしくは後にする

すべての記入が終わったらクリック

選任されている人物が表示→必要事項入力

必要事項入力

選任されている人物が表示→必要事項入力

- エネルギー管理者・管理員の入力方法も同様です。
- 入力内容の保存をした後、すぐに提出せず、別の画面に遷移すると、再度本画面に戻ってきても作成途中の画面に戻ることはいけませんのでご注意ください。
- 一時保存データは、以下から確認できます。
「報告書の提出」>「報告書（届出書等）の一覧」

必要事項入力

必要事項入力
 ※免状番号、講習修了番号の記載の仕方に注意